

公表図書

土木工事標準積算基準書

(参考資料)

令和2年11月追加版

京都市建設局

第 I 編 総則

第 14 章 その他

7. 建設副産物の処分に係る費用の積算等について

(1) 建設発生土（土砂等）

- ◎ 本資料は、現在公表中の「公表図書 土木工事標準積算基準書（参考資料）令和 2 年度版 京都市建設局」の一部を改訂するため、改訂後の改訂対象ページを追加版として添付するものである。
- ◎ 改訂内容については、別紙「新旧対照表」のとおりである。

7. 建設副産物の処分に係る費用の積算等について

建設副産物の処分（搬出）については、「工事設計図書作成マニュアル【特記仕様書編】」を参考として、処分条件等について請負者へ明示し、「京都市建設リサイクルガイドライン」を手引として、「京都市建設リサイクル推進プラン'16」の具体的施策を実施するため、下記により積算するものとする。

なお、建設工事に伴って生じる建設副産物が、産業廃棄物である場合については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下、「廃棄物処理法」という）（最終改正平成29年6月16日）、「京都市産業廃棄物の不適正な処理の防止等に関する条例」（最終改正平成23年4月1日）及び「京都市産業廃棄物不適正処理対策要綱」（最終改正平成16年4月1日実施）の適用を受けることとなる。

(1) 建設発生土（土砂等）

1) 工事現場内での処理

建設発生土は、現場内で利用することに努めることとし、必要な費用を計上すること。

この場合は、特記仕様書に条件を明記することとし、指定条件の変更が生じた場合は、設計変更を行うものとする。

条件の変更により工事現場から搬出する場合は、「2) 他の工事現場への搬出」の扱いにより処理するものとする。

2) 他の工事現場への搬出

工事現場内で処理できない建設発生土は、原則として50kmの範囲内の他の建設現場へ搬出することとし、必要な費用（運搬費等）を計上すること。

この場合、特記仕様書に受入場所を指定の上、条件を明記することとし、指定条件の変更が生じた場合は、設計変更を行うものとする。

3) 土壌調査費の計上

「京都市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例」（以下「条例」という）の規定により土壌調査が必要となる場合は、以下のとおり計上するものとする。ただし、受入地が自ら調査（条例規則の別表に規定する環境基準28項目の各調査と同等の内容のもの）を実施する場合で、以下のとおり計上するとき比べて明らかに安価である場合は、この限りではない。

ア 条例施行規則の別表に規定する環境基準28項目の各調査費用（溶出液作成料（前処理費）を含む）については、「京都市土木積算システム設計単価」に登録する土壌調査費（材料コード：Z301960010，単位：検体）の単価を管理費区分9（全ての間接費の対象としない）で計上すること。

イ 試料採取及び試料持込に係る費用は、下表1～3のとおり計上すること。

【表－1 試料採取の歩掛】

1箇所当たり

名称	規格	単位	数量	備考
普通作業員		人	0.5	
諸雑費（率+まるめ）	労務費の20%	式	1	

【表－2 試料持込の歩掛】

1試料当たり

名称	規格	単位	数量	備考
試料持込		km	◆	
諸雑費（率+まるめ）	機械経費の9.7%	式	1	

◆京都市役所を基地とし、現場ごとの距離を算出して小数点第1位まで入力すること。

【表－3 試料持込の単価】

名称	規格	単位	採用単価(円)	備考
試料持込	ライトバン1.5L 損料，運転手，ガソリンを含む	km	1,705	昼間施工

4) 受入地への搬出

工事現場から、50kmの範囲内に受け入れが可能な他の建設工事がない場合は、受入地へ搬出するものとし、必要な費用（運搬費等）を計上すること。

この場合、特記仕様書に受入地を指定の上、条件を明記することとし、請負者からの提案で受入地を変更することにより処分に係る費用が設計金額を下回る場合は、設計変更を行うものとする。

なお、受入地の指定は原則、以下の手順により行うものとする（ただし、現場条件等により、別途受入地を指定する必要がある場合を除く）。

ア 京都市公共物GIS上に掲載している「各区役所からの受入地候補一覧」を参考に、工事現場からの受入地候補を抽出する（5社以上）。なお、工事現場から同程度の距離に複数の区役所が存在する場合は複数の区役所の受入地候補を参考にすること。

イ アで抽出した受入地候補を用いて、総価検討方式（※）により適切に計上し、最も安価となる施設を受入地として指定する。

※総価検討方式：運搬費，受入価格（見積価格），土壤調査費（試料採取及び試料持込にかかる費用を含む）の合計金額を比較する検討方法。

搬出土量が200m³未満の工事，または，受入時間外工事，緊急工事の場合は，次頁の処分フローにより「承認処分」として積算することができるものとする。承認処分とする場合は，請負業者が任意に選択した受入地が適正であるか確認の上，搬出すること。

注) 建設発生土は，廃棄物に該当しないため廃棄物処理法の適用は受けないが，建設発生土と廃棄物とが分離できない状態で存在する場合には，その全体が廃棄物として判断される場合があるので，必要に応じて事前に環境政策局廃棄物指導課と協議すること。

新旧対象表

現 行	改 定	備 考
<p>4) 受入地への搬出 工事現場から、50kmの範囲内に受け入れが可能な他の建設工事がない場合は、受入地へ搬出するものとし、必要な費用（運搬費等）を計上すること。 この場合、特記仕様書に受入地を指定の上、条件を明記することとし、請負者からの提案で受入地を変更することにより処分に係る費用が設計金額を下回る場合は、設計変更を行うものとする。 なお、受入地の指定は原則、以下の手順により行うものとする（ただし、現場条件等により、別途受入地を指定する必要がある場合を除く）。</p> <p>ア 京都市公共物GIS上に掲載している「各区役所からの受入地候補一覧」を参考に、工事現場からの受入地候補を抽出する（5社以上）。なお、工事現場から同程度の距離に複数の区役所が存在する場合は複数の区役所の受入地候補を参考にすること。</p> <p>イ アで抽出した受入地候補を用いて、総価検討方式（※）により適切に計上し、最も安価な受入地を選定する。</p> <p>※総価検討方式：運搬費、受入価格、土壌調査費（試料採取及び試料持込にかかる費用を含む）の合計金額を比較する検討方法。</p> <p>ウ イで作成した順位表の上位施設（3社以上）から、現場で発生する土砂の土質区分に応じた処分費の見積りを徴収する。</p> <p>エ 見積りを徴収した施設の中から、処分費（見積り価格）と工事現場からの運搬費の合計額が最も安価となる施設を受入地として指定する。</p> <p>搬出土量が200m³未満の工事、または、受入時間外工事、緊急工事の場合は、次頁の処分フローにより「承認処分」として積算することができるものとする。承認処分とする場合は、請負業者が任意に選択した受入地が適正であるか確認の上、搬出すること。</p> <p>注）建設発生土は、廃棄物に該当しないため廃棄物処理法の適用は受けないが、建設発生土と廃棄物とが分離できない状態で存在する場合には、その全体が廃棄物として判断される場合があるので、必要に応じて事前に環境政策局廃棄物指導課と協議すること。</p>	<p>4) 受入地への搬出 工事現場から、50kmの範囲内に受け入れが可能な他の建設工事がない場合は、受入地へ搬出するものとし、必要な費用（運搬費等）を計上すること。 この場合、特記仕様書に受入地を指定の上、条件を明記することとし、請負者からの提案で受入地を変更することにより処分に係る費用が設計金額を下回る場合は、設計変更を行うものとする。 なお、受入地の指定は原則、以下の手順により行うものとする（ただし、現場条件等により、別途受入地を指定する必要がある場合を除く）。</p> <p>ア 京都市公共物GIS上に掲載している「各区役所からの受入地候補一覧」を参考に、工事現場からの受入地候補を抽出する（5社以上）。なお、工事現場から同程度の距離に複数の区役所が存在する場合は複数の区役所の受入地候補を参考にすること。</p> <p>イ アで抽出した受入地候補を用いて、総価検討方式（※）により適切に計上し、最も安価となる施設を受入地として指定する。</p> <p>※総価検討方式：運搬費、受入価格（見積価格）、土壌調査費（試料採取及び試料持込にかかる費用を含む）の合計金額を比較する検討方法。</p> <p>搬出土量が200m³未満の工事、または、受入時間外工事、緊急工事の場合は、次頁の処分フローにより「承認処分」として積算することができるものとする。承認処分とする場合は、請負業者が任意に選択した受入地が適正であるか確認の上、搬出すること。</p> <p>注）建設発生土は、廃棄物に該当しないため廃棄物処理法の適用は受けないが、建設発生土と廃棄物とが分離できない状態で存在する場合には、その全体が廃棄物として判断される場合があるので、必要に応じて事前に環境政策局廃棄物指導課と協議すること。</p>	<p>見積価格にて総価検討し、指定地を選定する運用に改定。</p> <p>イで最も安価となる施設を指定するため、ウ、エの手順を削除。</p>